

北九州市広告付き市民課等窓口用封筒の無償提供仕様書

北九州市広告付き市民課等窓口用封筒の無償提供実施事業者を次のとおり募集します。

■ 募集物件等について

名 称	広告付き市民課等窓口用封筒																											
内容及び作成目的	広告付き封筒を無償提供いただき財政削減策の一助とする																											
仕 様 等	<p>・ 作成する封筒は、現在市が使用している封筒の仕様、もしくはそれと同等品以上であると市が認めるものとする。</p> <p>・ 広告枠の下部に、「広告内容と北九州市とは直接関係ありません」との文言を明記すること。</p> <p>広告付き市民課等窓口用封筒</p> <p>(1) 使用者</p> <p style="padding-left: 40px;">市民課窓口等で証明書を取得する者</p> <p>(2) 封筒の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A4サイズ対応封筒（ふたなし可） ・ A5サイズ対応封筒（ふたなし可） <p>※ともに封筒用紙70g/m²と同等若しくはそれ以上</p> <p>(3) 広告（別紙）参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各封筒下部（表裏ともに掲載可） ・ 4色刷り <p>(4) 作成部数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 483,000枚（1年間） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>門司区</th> <th>小倉北区</th> <th>小倉南区</th> <th>若松区</th> <th>八幡東区</th> <th>八幡西区</th> <th>戸畑区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大(A4)</td> <td>50,000</td> <td>64,000</td> <td>82,000</td> <td>42,500</td> <td>21,000</td> <td>107,500</td> <td>13,000</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>小(A5)</td> <td>17,000</td> <td>18,000</td> <td>27,500</td> <td>12,000</td> <td>5,000</td> <td>21,000</td> <td>25,000</td> <td>103,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各出張所・行政サービスコーナー・指定郵便局の使用枚数を含む。</p> <p>(5) 作成頻度・1年に4回</p> <p>※封筒の納入については、「北九州市広告付き市民課等窓口用封筒の無償提供事業者募集要項」を参照すること。</p>	区	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計	大(A4)	50,000	64,000	82,000	42,500	21,000	107,500	13,000	380,000	小(A5)	17,000	18,000	27,500	12,000	5,000	21,000	25,000	103,000
区	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計																				
大(A4)	50,000	64,000	82,000	42,500	21,000	107,500	13,000	380,000																				
小(A5)	17,000	18,000	27,500	12,000	5,000	21,000	25,000	103,000																				

その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告内容及びデザインについては、製作前に本市の確認を受けてください。内容によっては、修正をお願いする場合があります。 ・ 封筒使用期間中に、広告内容が不適切になったと市が判断する場合、広告内容の変更をお願いすることがあります。
広告掲載が好ましくない業種・内容	・ 北九州市広告掲載要綱及び北九州市広告掲載基準及びその他の基準等に準ずる
納入期日	・ 別紙「北九州市広告付き市民課等窓口用封筒の無償提供事業者募集要項」のとおり
使用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和6年7月1日（月）から令和7年6月30日（月）まで</u> ※納入数の全部を使用した時点で終了とします。ただし、使用期間中に年間納入枚数を超えて封筒の作成が必要と判断された場合は、本市と実施業者双方により協議・合意があった場合に限り、追加の封筒作成・納入を可とする。

※広告付き窓口用封筒の製作、納入に係る費用等は事業者の負担となります。

○申込みについて

申込対象	<p>広告代理店</p> <p>※ただし、北九州市の物品等有資格者名簿の市内及び準市内の登録業者に限り ます。詳細は「北九州市広告付き市民課等窓口用封筒の無償提供事業者募集 要項」をご確認ください。</p>
申込方法	別途「北九州市広告付き市民課等窓口用封筒の無償提供事業者募集要項」に記載。
申込締切	令和6年3月15日（月） 17時まで（持参または郵送による受付のみ）
申込み先 募集要項等配布場所	<p>北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課 担当：黒川、山内 〒803-8501</p> <p>北九州市小倉北区内1-1 北九州市本庁舎2階</p> <p>TEL:093-582-2107 FAX:093-562-1307</p>

窓口用広告付封筒 広告掲載枠



① 広告掲載枠は表裏とも網掛内の部分で、広告掲載枠内の枠数については、A 5 サイズ対応封筒、A 4 サイズ対応封筒共に 4 分割までとする。

※同等のサイズでご提供頂く場合の広告掲載枠は、横：その封筒の横幅 縦：上記のとおりとする。

② 網掛部以外は本市行政サービスの広報エリア（表裏）となり、当該箇所も印刷して納品が必要。

③ 本市行政サービスの内容については全区統一のため、実施事業者決定後に別途連絡予定。